

歴史教科書を換えさせた解同の攻撃

解同が市町村自治体に行った行政闘争の具体例を前々号(34号)で紹介しました。公立中学校の教科書採択で、教科書を採択し、使用することを決定していたものが、解同の「使用拒否」という圧力によって別の教科書に換えさせられた非道・不法な事件についてお話します。なぜ解同は採択が決定していた教科書の変更を要求したのでしょうか。

教科書採択に権限を有し責任を負うのは教育委員会です。教育委員会はさまざまな権限を有していますが、教科書採択は「教育委員会のなすべき仕事のうちで最も大切なことの一つ」です。これは解同の圧力に屈服し、教育の主権を放棄したという重大な事案です。この事件はそれだけにとどまらず、その後の教科書の内容についても大きな害毒を及ぼし続けます。

事件があったのは昭和47年2月で、この年は中学生用教科書の採択手続きを経た教科書が4月から47年度使用教科書として各中学校で使われ始める年でした。三次と三原の教育事務所管内ではそれぞれ大阪書籍と清水書院の歴史教科書を採択して使用することを決定していました。しかし解同が、教科書に記述している部落問題について「部落問題の記述が差別的になっている」などと言って変更を要求し、日本書籍の教科書に換えさせたのです。

部落問題の記述が昭和47年度、初めて中学校教科書に登場しました。これは40年に出された「同対審答申」の完全実施の要求闘争を行う解同の成果によるものです。

教科書採択の権限と責任は、地教行法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)で昭和38年から教育委員会が有することを定めています。

教科書採択の手続きは、無償措置法(義務教育諸学校における教科用図書は無償措置に関する法律)で定めています。教科書採択の期間は同法の規定で作られた「政

令」によって定められています。当時教科書採択は3年に1度と定められていました。つまり一度採択を行うと、その採択地区では3年間同じ教科書を使用(採用)し続けることになります。(平成4年検定までは3年ごとに、それ以降は4年ごとに採択が行われるよう改定されました。)

市町村教育委員会は、検定済み教科書の中から各教科ごとにそれぞれ教科書を採択します。しかし無償措置法により複数の市や郡からなる採択区域を定め、共同採択を行う場合も定めています。

広島では同法により、県が県内を8地区に分け、採択を行うよう定めていました。(広島市、呉市が単独採択、6教育事務所管内<福山、広島、三原、三次、海田、可部>)。同法によって、共同採択地区は「採択協議会」を設け、「協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない」ことも定めています。

教科書を換えた三次と三原はそれぞれの教育事務所管内を共同採択地区としていました。三次地区は、三次・庄原の2市と甲奴・双三・比婆の3郡、三原地区は三原・尾道・竹原・因島の4市と豊田・御調・世羅の3郡です。

解同が問題視した教科書とは大阪書籍と清水書院の歴史教科書です。「部落問題の記述があいまいで、内容も乏しく差別を助長拡大する」というのを理由に「使用拒否」します。解同は47年2月、既に採択委が「使用を決定」していた同書籍を「使用拒否」し、日本書籍発行の教科書に換えるよう要求。解同の要求に三次と三原の採択委は要求に屈し、日本書籍のものを「教科書」として使用することに換えます。三次と三原の各教育事務所管内の市町村教育委員会が要求に屈したのです。

正確には、日本書籍の教科書を「副読本」として購入したのを実質「教科書」として使用し、採択した大阪書籍の教科書は使用を取りやめました。つまり生徒には正式に採択した大阪書籍の教科書は使用させず、副読本である「日本書籍」を教科書として使わせたのです。

これは違法な行為です。学校教育法は「教科書の使用義務」を規定しています。「日本書籍」の教科書が検定に合格していても、あくまで教科書採択で「使用教科書」として採択されたのは「大阪書籍」の歴史教科書です。従ってこれを使わないのは学校教育法違反で、教科書検定、採択制度を蔑ろにする違法行為です。

解同は広島県連委員長小森龍邦名で各支部役員・市協・地協、県連宛てに1月24日付けで、教育事務所に対して「日本書籍」の教科書に換える闘争を行うよう、「県連書記局通知」を出しています。「中学校社会科教科書改訂にともなう解放教育確立について」と題した通知には「たたかいの方向と内容」として次のように指示を出しています。

《① ただちに地元教育長と交渉を持つ、特に三次・三原教育事務所管内の支部

②大阪書籍・清水書院の差別的記述をバクロし、その使用責任を追及して撤回を約束さし、「日本書籍」採択を確約させる。

③参考資料として大阪・清水・日本、3社の教科書の問題点を出しておりますが、地元の教員よりさらにくわしい内容や、資料を求め、教組との共闘の中でたたかいが進められるよう努力して下さい。

④福山・海田・可部・広島等、日本書籍採択を決定している教育事務所管内の各支部は、新学期から日本書籍を使ってどういう解放教育をやるのか、中学校との話し合いを持って下さい。》(県版 50 号)

三次・三原教育事務所管内の教科書が「日本書籍」に換えさせられたのは、この通知のもとに解同県連下の各支部などが闘争したからです。三原では解同三原東・西支部と広教組三原支区とで共闘会議を作り採択を変更させました。小森も《県内各地で果敢な斗いを行った》と機関紙で認めています(県版 112 号)。

闘争の影響はこれだけにとどまりませんでした。小学校の歴史教科書の記述も変える結果を作りました。中学校教科書採択の2年後の49年度に小学校の教科書採択がありましたが、「使用拒否」を受けた大阪書籍は「小学社会」に初めて部落問題を記述し、内容の刷新を図ったのです。解同の採択委に対する圧力がいかに強く、またいかに教科書会社に影響を与えたか、次のように記しています。

《こうした採択委に対する強力なとりくみの影響を受け、大阪書籍は、今年の「小学社会」改定で初めて部落問題を記述し、なお若干の問題を持ちながらも部落差別の「社会的くみ」を明確にした。》(県版 163 号)

大阪書籍は、次の 50 年度の中学校の教科書採択では部落問題を歴史教科書だけでなく、地理、公民の教科書にも取り上げるなど大幅な改訂を行います。

《こうした大阪書籍の「小学社会」に続く「中学社会」の改訂は、運動の全国的な高まりと、同和教育の前進が結実したものであり、我々はさらに、3年に一度採択替えの行われる小・中学生用の教科書及び、高校生用教科書の内容を高めさせ、小・中・高校で一貫した解放教育を勝ちとる必要がある》(163号)

既にこの時解同には教科書採択を通して「解放教育」の名で運動を拡大する明確な意図があることが分かります。

解同は糾弾闘争をイデオロギー闘争と位置づけています。いったいどんな闘争でしょう。

《差別糾弾闘争の意義は、部落差別の社会的存在意義と差別の本質を明らかにするイデオロギー闘争として位置づけられている》(463号 昭和44年10月5日号)

最大のイデオロギー闘争は、政府に対して「同対審」を設置させ、「答申」を出させ、「特別措置法」を制定させたことです。「答申」に解同のイデオロギーである3命題を入れることに成功し、それに基づいて「特別措置法」を制定させたのです。つまり解同のイデオロギー闘争とは、3命題を糾弾闘争で認めさせ、解同のイデオロギーに基づく施策を行政に実施させるということです。解同が「同対審答申」完全実施・「特別措置法」即時具体化の要求を行うのは、解同のイデオロギー＝「解放運動」を広めるためです。行政が、解同のイデオロギーである「答申」に従った同和对策をしなければならないようにするのは、

解同は「同対審答申」完全実施・「特別措置法」即時具体化の要求闘争について、
《今後の方向はおのずから明かである。それは末端自治体並びに地方自治体に対する行政闘争を積極的に推進することである》

と述べています(昭和47年2月26日臨時号)。今回紹介する教科書闘争は、「地方自治体に対する行政闘争」の具体例です。

教科書闘争も解同のイデオロギー闘争です。教科書「使用拒否」という圧力をかけて、3命題・マ主義(マルクスレーニン主義)の発展段階説で歴史記述を書かせ、階級闘争の立場で書かれた歴史教科書の採択をさせる闘争なのです。3命題をもとに学習させる。これが「解放教育の確立」です。解同は「中央教育審議会答申」を解同の「解放教

育」と「真っ向から対決」するものと捉え、「反動的な教育政策に反対し、教育内容の軍国主義化に反対して闘うことが大切である」と主張しています。

中教審の答申によって「学習指導要領」の改訂が行われます。「学習指導要領」は公立学校の教育課程を定めたもので、文部科学大臣から諮問を受けた中教審が同教育課程部会で議論しまとめたものを「答申」として出し、それをもとに改訂がなされるのです。「学習指導要領」は、文科省が定めている教育課程の基準です。全国どこの学校でも一定の水準の教育が受けられるよう児童・生徒の教科書や時間割がこれを基に作られます。言うまでもなく中教審の答申は法令に従って手順を踏んで出されるものです。この正当な中教審答申を「真っ向から対決」するものと捉えて否定し、代わりに「解放教育」を学校教育に持ち込もうというのが、解同の教育闘争なのです。

中学校の教科課程に部落問題が位置づけられ、教科書に記述されるようになったのを受けて、解同は「最も差し迫った闘争課題」として「教師集団に科学的に部落問題の本質を生徒に教授することを要求して闘わねばならない」と働きかけたことも記述しています。学校現場では「解放教育」を広教組と広高教組、広同教が積極的に取り組みます。なぜ広島教育は狂ったのか。ここにその一因があります。

なぜ解同は大阪書籍の教科書の「使用拒否」をしたのか、なぜ日本書籍の教科書を使うよう要求したのでしょうか。

解同は次のように説明しています。

「現在使われている大阪書籍の『中学社会』は、3年前の一昨年2月、三次教育事務所管内の各学校が同書籍を使用することが決定していたにもかかわらず、『部落問題に関する記述があいまいで、内容が乏しいばかりか差別を助長、拡大するもの』として、部落解放同盟から使用拒否の申し入れが出た問題の教科書。当時は既に大阪書籍の教科書に決定されていたため、部落解放同盟は、『部落差別の『社会的しくみ』を一番明確に打ち出している日本書籍を副読本として使用するように』と、三次教育事務所管内の採択委に申し入れ、同管内の採択委も日本書籍の教科書を副読本として使用し、実質、大阪書籍の教科書の使用を取りやめた」（県版163号）

日本書籍の教科書の使用を要求したのは、「部落差別の社会的しくみ」を一番明確に書いていたことを挙げています。江戸時代の主要な生産者である農民を支配し、自分よ

り下の身分の者がいると思わせることにより、武士への反抗をそらすなど分裂支配のために部落民をつくり差別を行った、というのが「しくみ」です。解同の命題「部落差別の社会的存在意義」が日書には書かれていたから、要求したのです。

次の49年度小学校教科書採択で、大阪書籍の部落問題の記述はどうなったでしょうか。

結論からいうと、大幅に書き直しました。解同は機関紙で次のように評価しています。

「同書籍の「小学社会」(6年上)には、封建時代における農民の悲惨な生活実態を書き、その後が続いて「農工商の下にさらに低い身分をおいたり、農民より低い身分とされていた町人の暮らしが、多くの農民よりゆとりがあったことは、農工商のどの身分のものにも、自分より下の身分やくらしの者がいると思わせることになり、武士への不満をそらすのに役立ったと、いわれています」と、不十分ながら、部落差別のもつ社会的な存在意義を明らかにしている。これまで現行教科書に「土農工商」と記述していたものも、「土、農工商」と書きかえ、支配と被支配の関係を明確にしている。」

「大阪書籍の「小学社会」は、大きな前進がみられるものの、明治維新における「解放令」のもつ意味を扱っていないため、「身分制度」と「四民平等」が結びつかず、今日的な課題として部落問題を記述することが不明確である。」(県版112号)

しっかり牽制もしています。では50年度の中学校教科書はどう評価しているでしょう。

「中世賤民は時の社会の中で形成され、それは常に流動的であり、「下克上」の動乱期で解体し近世とは断絶であることを明記し、近世身分差別の発生を「検地と刀狩」の項で、政治の中で作り出されたと由縁を明らかに押さえている。(略)江戸幕藩体制での身分制度の確立をめぐる記述は、どの教科書も意を注いでいるところだ。「大書」版は従来の記述の弱さや基本的な誤りを率直に正し、支配と被支配の関係を明確にすることに努め、分裂政策としての身分階層構造を具体的に記述し直している。特に現行のどの教科書も触れえなかった、幕藩体制の動揺と分裂支配の強化政策、差別の強化と解放運動の胎動等を時代を追って、民衆の生活と政治を切り結んで生徒に理解させようと苦心している。(略)「四民平等」の項では、解放令は形式的にとどまり、部落解放に役立たなかったことを説明し、これが近代資本主義体制に組み入れられたことを脚注によって改訂を加えている。このように一貫して、歴史の真実をとらえ直し、身分差別はそれぞれ

の時代において大衆収奪と抑圧と分裂支配の目的の政治的所産であることを明確にしてきている。≫(県版164号)

«このように、部落差別の社会的存在意義を明確にすると共に部落差別の本質については「四民平等」で、解放令について触れ、「えた、ひにんは身分職業とも平民とされたが、経済的な補償もなかった上、皮革業等の仕事も資本家の進出にあうなどして、生活は一層苦しくなった。やむなく日雇いや臨時工などの低賃金、長時間労働によって生活を支え資本主義社会を底辺から支える結果となっていた。(略)「日本の課題」で、「答申」の説明で(部落問題の解決は)「国及び地方公共団体の責任」であり、「全国民の責務である」と明記している。≫(県版163号)

解同が主張する「政治起源説」や3命題が教科書にみごとに書かれたのです。イデオロギーに基づいた記述が教科書になされた、ということです。歴史が改竄されたのです。

なぜ大阪書籍は教科書改定で、部落問題を大幅に記述したのでしょうか。その理由について、小森は次のように述べています。

«昨年、われわれの取り組みが大阪書籍の、内容の不徹底さをついたことは周知の通りであって、大阪書籍をして、将来に警告を与えるものとなったことはいなめない。その警告は、教科書内容についてばかりでなく、営業上のこととしても考えねばならなくなったと判断されよう。≫(県版112号)

«つまらない教科書については、集中的に採択委員あたりで攻撃すれば、執筆するところからチェックして立派に書くようになるのですから、教育の国家統制ということを我々は恐れているのですが、何も、国家権力をただちにとらなければ教育の国家統制を打破できないと考える必要はない。≫(続現代における部落問題の本質：小森龍邦著)

気に入らない教科書は、「教科書を換えろ」と、採択委員を糾弾すれば、教科書会社も採択してもらうために記述内容を変える。教科書会社が営利企業で、自社の教科書が採択されなければ3年間収益が得られない、その弱みを攻撃したのです。

採択権は法律上は教育委員会にあります。が、実質は解同が握り、教科書の内容は学習指導要領の目標・内容に基づいて記述されなければいけません。が、実態は売り上げのために、どうにでも書き換えるということです。

ずっと後の平成9年3月13日、自民党の当選4回生以下の議員でつくる「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」が「教科書作成の問題点と採択の現状について」の

研修会を行いました。会に参加した教科書協会会長(東京書籍社長)が議員の質問で次のように答えています。

「私たちはどのような教科書を作りたいなどといった考えはありません。売れるものを作るのです。もし小学校の教科書に慰安婦のことを書けば買ってもらえるとなれば書きます。(要旨)」(日本時事評論1379号 平成12年9月22日号)。これは安倍元首相が「歴史教育を考える宇部百人の会」の記者に直接話したことを記事にしたものです。

研修会ではもう一つ下村博文議員から看過できない発言がありました。

「部落解放同盟というのがそんなに力があるとは、あるいはこの教科書問題で影響力があるというふうには思ってもいなかったんですが」(歴史教科書への疑問 展転社)。

教育正常化に熱意があり、後に文科大臣になる下村氏でも解同の問題を認識していなかったのです。

同和問題や人権学習等の「解放教育」が法令に違反していると文部省(当時)からは正指導を受けたのが平成10年5月です。卒業式での国旗国歌の掲揚斉唱を巡り、解同や広高教組が組織を挙げた阻止闘争を行う中で、県立世羅高校の石川敏浩校長が自殺したのはこのわずか2年後の平成11年2月28日です。「保守の油断」、そうとしかいいようがありません。

教科書は未だに、適正な教科書が採択されていません。なぜなのでしょう。

実は教科書採択にも「同対審答申」が悪影響を及ぼしているのです。「答申」が絶対視され、採択に「同和問題」が何よりも優先されているのです。

検定を経た教科書の採択にあたり、都道府県教育委員会は「教科用図書選定審議会」を設置して、採択の対象となる教科書の調査・研究を行い、「選定資料」や「採択の基準」の作成を行います。県教委はそれを採択権者である市町村教育委員会に送付して、指導・助言・援助を行います。

問題なのは「選定資料」を作成するために定めた「教科書研究の観点」が適切でないことです。6つに分けた観定の6番目「その他」の中に、「同和問題、人権問題、平和問題の記述」の項目を設け、これが学習指導要領の目標や内容に基づいた採択を縛っています。「見えざる強制のシステム」が適正な教科書の採択を妨げているのです。